

様式第3号(第9条関係)

会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附属機関等の名称	第1回みよし市自治基本条例検討ネットワーク会議		
開催日時	平成30年6月19日(火) 午後1時30分から午後3時20分まで		
開催場所	みよし市役所6階 601・602会議室		
出席者	主催代表	小野田賢治(市長)(委嘱状交付、あいさつ、諮問)	
	委員(出席)	柘植久明(みよし市区長会代表) 小野田正臣(みよし市区長会代表) 西村準一(みよし市区長会代表) 梅川小夜子(みよし市民生児童委員協議会代表) 鰐部兼道(みよし商工会代表) 清田由雅(みよし市体育協会代表) 服部正人(愛知中央青年会議所代表) 日比野直子(みよし市教育委員会代表) 新谷千晶(NPO法人代表) 大島豊美(公募委員)	
	委員(欠席)	長谷川敏夫(みよし市区長会代表) 天石惇郎(みよし市社会福祉協議会代表) 富樫佐智子(みよし市文化協会代表) 鈴木伸幸(いきいきクラブみよし連合会代表) 岩田信男(みよし市農業委員会代表)	
	事務局	村田市民協働部長、岡本市民協働部次長、 深谷協働推進課長、水野協働推進課副主幹、 藤田協働推進課主任主査、長尾協働推進課主事	
	傍聴者	1名	
次回開催予定日	平成30年10月中旬		
問合せ先	協働推進課 電話 0561-32-8025 ファクシミリ 0561-76-5702 メール kyodo@city.aichi-miyoshi.lg.jp		
下欄に掲載するもの	・議事録全文 ・議事録要約	要約した理由	—

審 議 経 過	<p><内容></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 委嘱状交付 2 あいさつ 3 委員長の選出について 4 副委員長の選出について 5 諮問 6 議題 <ul style="list-style-type: none"> (1) みよし市自治基本条例の概要について (2) みよし市自治基本条例の見直しにおける検討課題について 7 その他
---------	--

会議録 開会	岡本次長	<p>定刻となりましたので、只今から「みよし市自治基本条例検討ネットワーク会議」を始めます。</p> <p>みなさん、ご起立ください。 一同礼。 ご着席ください。</p> <p>本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。</p> <p>本日の会議は、「みよし市附属機関の設置及び運営に関する要綱」第6条に基づき、会議の全部を公開としておりますので、予めご了承ください。</p> <p>傍聴人数は、1人です。</p> <p>なお、長谷川委員、天石委員、富樫委員、鈴木委員、岩田委員は、所用のためご欠席の連絡をいただいております。</p> <p>会議の開催にあたり、「みよし市自治基本条例検討ネットワーク会議」について説明をさせていただきます。「みよし市自治基本条例検討ネットワーク会議設置要綱」の第2条に、ネットワーク会議は、「みよし市自治基本条例」第24条の規定に基づき同条例の解釈の疑義について調査審議し、その結果を市長に報告する。」となっております。</p> <p>なお、委員は、各団体の代表の方で組織し、市長が任命すると規定しております。</p>
委嘱状 交付	岡本次長	<p>市長から各委員へ委嘱状を交付させていただきます。</p> <p>《 市長から各委員へ委嘱状を交付 》</p>
あいさつ	岡本次長	<p>委員の皆さまには、お世話になりますがよろしく申し上げます。 ここで、市長からあいさつを申し上げます。</p>
あいさつ 自己紹介	小野田市長	<p>《 あいさつ 》</p>
自己紹介	岡本次長	<p>続きまして、本日初めての会議ということで、各委員さんから自己紹介をいただきたいと思っております。会議資料の委員名簿の順にお願いします。</p>

委員長の選出		《 各委員自己紹介 》
	岡本次長	ありがとうございました。次に、事務局の紹介をいたします。
		《 事務局自己紹介 》
	岡本次長	それでは、みよし市自治基本条例検討ネットワーク会議設置要綱第4条の規定によりネットワーク会議に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選任するとなっております。
	岡本次長	委員長の選出についてお諮りします。 どなたか委員長に就任、又は、推薦したいという方いらっしゃいますでしょうか。
	新谷委員	地域のことを検討するので、地域の代表として出席されている柘植委員を推薦いたします。
副委員長の選出	岡本次長	新谷委員から、柘植委員を推薦すると意見がありました。 委員長には、柘植委員でいかがでしょうか。ご承認いただける方は挙手をお願いします。
	委員一同	《 全員挙手 》
	岡本次長	ありがとうございました。全員賛成ということで、委員長を柘植委員にお願いしたいと思います。 柘植委員は、委員長席に移動いただきたいと思います。
		《 柘植委員 委員長席へ移動 》
	岡本次長	続いて、副委員長の選出についてお諮りします。 どなたか副委員長に就任、又は、推薦したいという方いらっしゃいますでしょうか。
	梅川委員	自治基本条例の制定から関わりがあり、市民協働や地方自治に情景が深い新谷委員を推薦いたします。
岡本次長	梅川委員から、新谷委員を推薦すると意見がありました。 副委員長には、新谷委員でご承認いただける方は挙手をお願いします。	
委員一同	《 全員挙手 》	
岡本次長	ありがとうございました。副委員長を新谷委員にお願いしたいと思います。 新谷委員は、副委員長席に移動いただきたいと思います。	
	《 新谷委員 副委員長席へ移動 》	

諮問	岡本次長	それでは、柘植委員長からひとこと、ごあいさつをお願いします。
	柘植委員長	《 柘植委員長あいさつ 》
	岡本次長	ありがとうございました。
		それでは、次第に従いまして進めてまいりますので、よろしくお 願いします。 今回の「みよし市自治基本条例」の内容の検討について、市長から 委員長へ諮問させていただきます。
		《 柘植委員長、中央へ 》 《 市長から柘植委員長に諮問 》
議題	岡本次長	ここで、市長は退席させていただきます。
		《 市長退席 》
	岡本次長	これからの進行につきましては、みよし市自治基本条例検討ネッ トワーク会議設置要綱第5条の規定により委員長がその会議の議長 となると規定しておりますので、柘植委員長をお願いします。
	柘植委員長	それでは、議題（1）みよし市自治基本条例の概要について、事 務局から説明をお願いします。
	深谷課長	<p>事前にお配りしましたA3サイズの資料をご覧ください、自治基本 条例とは、全7章からなっており、理念、行動規範を主につくられ ています。従いまして、内容は抽象的な言葉が多くなっているため、 内容がつかみにくい印象があるかと思われます。</p> <p>はじめに条例制定の背景ですが、地方分権が進む中、市町村では 行政と住民との連携、協力を努めながら、住民の期待と批判に誠実 かつ鋭敏に対応していくことが重要であり、一層の自治体改革に努 める必要があることから、市のめざす市民自治の理念、基本的なし くみを明らかにし、市民による参画と協働によるまちづくりを進め るため、平成20年10月1日に、みよし市自治基本条例を制定し ました。</p> <p>この条例が目指すものは、自立した地域社会を実現するために、 自治の基本事項を定め、市民、市議会、市長・市職員が協働してま ちづくりを進めていくものです。</p> <p>条例の位置づけについてですが、多くの市町村でも制定されてお り、一般的には「まちの憲法」といわれています。地方自治体の最 高規範としての性格を持たせた上で、その他の条例等の規範とし、 最も基礎的な原則をかかげているものです。みよし市の一番上位に あるのがまちづくりの理念を示した市民憲章であり、その市民憲章 をうけて位置するのが、自治基本条例になります。新たに条例等を 制定する場合には、この自治基本条例の基本理念や基本原則を尊重 して整合を図っていくことになります。</p>

柘植委員長	ただいまの説明に関し、ご質問やご意見がありましたらお願いします。
鰐部委員	自治基本条例があり、その下に総合計画や〇〇基本条例とありますが、ここには、例えば、工場誘致条例や中小・小規模企業振興基本条例が入るのですか。
深谷課長	はい。おっしゃるとおりで、すべての市の条例や計画の上位に自治基本条例は位置しており、その理念や基本原則に反しないように、個々の条例が制定されることから、その中に入るといえます。
柘植委員長	その他、何かご質問等ありましたらお願いします。
西村委員	市町村条例というものがあるかと思いますが、自治基本条例とはまた別のものですか。
柘植委員長	市町村条例とは、自治体がつくる条例を総称したものです。
村田部長	委員長が言われたとおり、市町村条例は個別の条例の総称のことです。市が議会に提案した個々の条例が、議決されると条例として施行されます。なお、個々の条例が制定される際に、自治基本条例の理念や基本原則に反していないか必ず検証を行っています。
柘植委員長	続きまして議題(2)「みよし市自治基本条例の見直しにおける検討課題について」事務局から説明をお願いします。
深谷課長	<p>A4縦の資料、検討課題をご覧ください。</p> <p>前回の検討より5年が経過したことを含めまして、まず、市役所の内部で各課に意見照会を行いました。</p> <p>その結果、第7条(市民の責務)に市民の権利を担保するうえでも、市民は条例や規則等について、その趣旨を理解し遵守する義務があるとの規定を加えてもよいのではないか。という意見がありました。</p> <p>この意見を事務局で検討しまして、条例の中にこの趣旨を理解しという言葉が市民の責務として入れるのはいかがなものかという中で、改正案として、第2項に「市民は、市政に関する認識を深め、市と協働して地域社会の発展に寄与するよう努めます。」と追加してはどうかと、庁内部長級職員で組織する自治基本条例推進委員会に提案し検討した結果、第1項と類似しているため、新たに追加する必要はないと意見がまとまりました。</p> <p>しかしながら、事務局としては、現行のままとする案と第1項の文言を改正し、市政に関する理解についての内容を組み入れるとする2つの案を提案しますので、検討していただきたいと思います。</p> <p>また今回、新谷委員からも意見をいただいておりますので、説明いただけるかと思います。</p>
柘植委員長	それでは、ご意見をいただいた新谷副委員長から説明をお願いします。

<p>新谷 副委員長</p>	<p>自治基本条例の内容を確認したところ、市民に対してもっと分かりやすく、ひとりひとりに届くような内容でなければ、いつまでも遠い存在になってしまうと感じました。また、5年に1度見直しができるということで、先ほどの事務局からの提案にありました市民の責務について、第7条に一文を加えていただくことで、市民はまちづくりの主役という認識と自治を推進するとはどういうことなのか明確になると思いますので、加えていくことに賛成したいと思います。</p> <p>そちらを踏まえ、他の内容を確認したところ、議員の責務についてと市の職員の責務について、もう少し具体性のある記述があってもいいのではないかと、また第22条について市民の行動規範の記述があってもいいのではないかと考え、意見を出させていただきました。</p> <p>その中で、第11条（職員の責務）には、職員と市民との協働に向けた1つの行動規範としての記述がないため、第3項に「職員は地域社会の発展に向けて、市民と協働していくため、市政の情報を市民に提供します。」との一文を加えてもよいのではないかと。</p> <p>第22条（地域づくりの推進）には、市民の基本姿勢の記述がないため、第2項に「市民は地域の問題に向きあい、自ら考え行動する力の向上に努めます。」との一文を加えてもよいのではないかと。</p> <p>以上2つの案を提案しますので、ご検討いただければと思います。</p>
<p>柘植委員長</p>	<p>それでは、まず第11条（職員の責務）について議論していきます。</p>
<p>村田部長</p>	<p>議論の前に少し補足させてください。</p> <p>条例の第5条（2）に情報の共有の原則があり、第6条（市民の権利）第3項に情報を知る権利があります。そして、第16条（説明責任）第1項に情報の提供についての記載があります。以上のことを踏まえて議論していただきたいと思えます。</p>
<p>柘植委員長</p>	<p>事務局から補足があったように、条例の中には同様の記載があります。そのあたりを含め、皆さんの意見を伺いたいと思えます。</p>
<p>鰐部委員</p>	<p>大変いい案ではありますが、情報提供に関して、あらゆる項目で記載があるので、11条に加える必要はないと思えます。</p>
<p>西村委員</p>	<p>別の意見ではありますが、情報の公開について、条例のあちこちに記載があるため、どこかにまとめて記載をしてはどうですか。</p>
<p>深谷課長</p>	<p>情報にもいくつか種類があり、たとえば、基本原則では、「まちづくりに関する情報を共有します」としており、市民の権利では、「議会と執行機関、市の保有する情報を知ることができる」としていますので、まとめて記載してしまいますとそれぞれの捕らえ方が変わってくるかと思えます。そのため、一箇所に集約するのは難しいかと思えます。</p>
<p>柘植委員長</p>	<p>その他に意見のある方はいらっしゃいますか。</p>

服部委員	いい提案ではあるのですが、基本原則や市民の権利のところでは情報提供に関する記載があるため、11条で細分化して追加する必要はないと思います。
小野田委員	同様の記載が別の場所にもあり、その部分で理解できると思うので、あえて11条に追加する必要はないと思います。
西村委員	17条だけを見ると公開できない情報があるのではと受け取れるため、同様の記載が個々にあるが追加してもいいと思います。
梅川委員	全文を読めば分かるのですが、11条だけで見ると分かりにくいので、追加してもいいと思います。
清田委員	同様の記載がある中、更に追加すると反対に分かりにくくなってしまいますので、現行のままでいいと思います。
日比野委員	最初から順に見れば分かるのですが、部分的に見る方がいるとすると、11条だけを見た時に分かりにくいので、追加してもいいと思います。
大島委員	細分化することで分かりやすくなると思うのですが、内容が増えれば増えるほど、市民が条例に親しみをもてなくなる気がします。基本原則のところでは11条の情報提供に関しても含まれると思いますので、追加する必要はないと思います。
新谷副委員長	自治基本条例を身近なものに感じてもらえればと思い、庁内から提案された第7条の改正案に基づいて、第11条も改正した方がいいのではないかと考え、提案させていただきましたので、まず、第7条について現行のままか、第2項を追加するべきかを判断していただいた上で、11条の部分も同様の判断をしていただければと思います。
柘植委員長	それでは、新谷副委員長から意見がありましたとおり、7条について2項を追加するならば、11条についても同様に追加することで整合性が保てるため、7条について現行のままか第2項を追加するべきか、委員の方に意見を伺いたいと思います。
大島委員	現行のままで理解できるので、追加をする必要はないと思います。
服部委員	内容が類似しているため、現行のままでいいと思います。
清田委員	現行のままでいいと思います。
小野田委員	同様の内容が1項にあるため、現行のままでいいと思います。
西村委員	文章は違うが基本的な理念は同じであり、1項の部分で理解できるため現行のままでいいと思います。
梅川委員	現行のままでいいと思います。

鰐部委員	1項の中に含まれていると思いますので、追加する必要はないと思います。
日比野委員	類似しているため、現行のままでいいと思います。
新谷副委員長	市民への理解度を上げるためには、追加してもいいのではと思います。
柘植委員長	皆さんの意見を伺いまして、第7条については現行のままでよいとする意見が多数でしたので、これを踏まえすと、第11条も現行のままでということになりますが、よろしいでしょうか。
	《 全員合意 》
柘植委員長	次に第22条について、現行のままか第2項を追加すべきか、意見を伺いたと思います。
鰐部委員	第7条に記載のある内容と同様となるため、追加する必要はないと思います。
梅川委員	地域の問題はその地域の市民が一番分かっていると思いますので、22条に2項を追加した方がいいと思います。
西村委員	別の意見ではありますが、7条と22条の内容が類似しているので、この2つを1つにまとめ、簡素化してはどうですか。
小野田委員	第7条の内容と類似はしているのですが、第22条に市民の務めとして2項を追加してもいいと思います。
清田委員	解説に同様の記載があるが条文には記載がないため、追加した方がいいと思います。
服部委員	地域づくりという市の条例であれば、現行のままでいいと思います。市民に対して2項を加えると強制力を感じるので、現行のままでいいと思います。
日比野委員	市だけでなく、市民に対しての説明があってもいいのではと思いますので、追加してもいいと思います。
大島委員	地域づくりにおいては、市だけでなく地域に詳しい市民の立場に対する文面が必要かと思います。
柘植委員長	提案者の新谷副委員長、付け加えることがありましたらお願いします。

新谷副委員長	自治基本条例は、自治の基本理念をもとに、自分たちのまちを市民と市議会と市職員が力を合わせて作っていくものです。ですので、市民の責務があり、議会・職員の責務がある訳ですが、まち・地域づくりに関わっていく人たちがどう関わり、責任をもって自治していくのかを表している方がいいと思います。市民の責務とは別に、地域づくりの理念に市の役割、市民の役割を明記し、今まで以上に行政と市民が協力して地域づくりをしていく必要があると考え、意見を出させていただきました。
柘植委員長	それでは、皆様のご意見をお聞きし、22条に関しては2項を追加するという意見が多数の状況となりました。
深谷課長	ありがとうございました。新谷副委員長のおっしゃるように、地域づくりの推進に関しては、市のことしか載っていないのですが、解説には地域力とは「地域の問題は、地域住民が自ら考え行動する力」と記載があり、委員の皆さんからも追加した方がよいという多数の意見がありましたので、第22条につきましては、第2項を追加する方向で検討させていただきます。
柘植委員長	他に何かありますでしょうか。
深谷課長	<p>それでは、本日の検討結果の確認をさせていただきたいと思ます。</p> <p>まず、事務局から提案しました、第7条第2項につきましては、追加しない。新谷副委員長から提案のありました、第11条第3項も追加はしない。第22条第2項は追加をする。という結果でよろしいでしょうか。</p> <p>《 全員合意 》</p>
村田部長	第22条第2項について、新谷副委員長の提案していただいた案をもとに改正をしていきますが、言葉使いの変更など何かありましたら、ご意見いただければと思います。
深谷課長	提案になるのですが、「市民は地域の問題に向き合い」の部分で、「市民は地域にかかわりを持ち」等の言葉に変更させていただく事にご理解いただきたいと思います。
村田部長	「地域の問題」と表記すると、何か問題があるのかと受け取られる可能性がありますので、「地域の課題」等に変更させていただくかと思いますが、委員長、副委員長ご理解いただけますでしょうか。
柘植委員長	新谷副委員長よろしいでしょうか。
新谷副委員長	はい。

閉会	柘植委員長	<p>貴重なご意見をいただきありがとうございます。 これで本日の議事を終了させていただきたいと思います。 それでは、事務局から連絡事項がありましたらお願いします。</p>
	深谷課長	<p>本日はありがとうございました。今後の予定としまして、事務局案として、第22条第2項につきまして、改めて文面を作成し、その案を各委員さんに郵送いたします。そこで、新たに意見がありましたら、ご連絡ください。</p> <p>その後、9月1日号の広報でパブリックコメントを行い、自治基本条例推進協議委員会を経て、10月中旬頃に第2回ネットワーク会議を開催し、パブリックコメントでいただいた意見をもとに修正の必要があれば修正をしていくという流れで、市長に答申をしていただき、12月議会へ議案提出していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。</p> <p>また、市政施行10周年記念事業としまして、自治基本条例のパンフレットを作成し、市民の皆さんへの周知を図っていく予定ですので、よろしくをお願いします。</p>
	村田部長	<p>補足ですが、パンフレットには現在の条例に不足している言葉の追加や皆さんの意見を反映させたものにしていく予定ですので、ご協力をお願いします。</p>
	岡本次長	<p>それでは、長時間にわたりありがとうございました。 一同ご起立ください。 一同礼。 ありがとうございました。</p>